

## かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約

### (目的)

第1条 この規約は、鹿児島県内の地方公共団体（以下「自治体」という。）が共同で運営する「かごしま県市町村電子入札システム」（以下「共同利用システム」という。）の利用に当たって必要な事項を定めるものである。

### (運営主体)

第2条 共同利用システムは、鹿児島県 CALS/EC 推進協議会の電子入札運営部会（以下「運営部会」という。）がその運営に関する事項の決定を行う。

### (共同利用システムの内容)

第3条 共同利用システムは、以下のコンテンツによって構成する。

(1) 電子入札システム（『工事・委託』、『物品・役務』）

財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を基本に構築したシステムであり、自治体が実施する入札に関する事務を、通信ネットワークを介して行う電子情報処理組織（自治体の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 入札情報サービス（『工事・委託』、『物品・役務』）

自治体から公告される公共事業や物品の発注情報などを一箇所に収集・集約し、受注業者や一般県民に対して情報提供を行う電子情報処理組織をいう。

(3) ポータルサイト

自治体の共同利用システム運用に関連する情報を掲載するホームページであり、各コンテンツへの入口となるものをいう。

### (共同利用システムの運用時間)

第4条 共同利用システムを構成する各コンテンツの運用時間は、下表の時間とする。（電子入札システム及び入札情報サービスにあつては、鹿児島県の休日（平成元年鹿児島県条例第37号）の休日（以下「休日」という。）を除く）。ただし、緊急時において共同利用システムの保守、点検の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断を行うことができるものとする。

コンテンツ名	運用時間
電子入札システム	午前8時30分～午後8時
入札情報サービス	午前8時30分～午後8時
ポータルサイト	24時間運用

(ヘルプデスク)

第5条 共同利用システムの運用に当たって、利用者からの質問等に対応するため、ヘルプデスクを設置する。ヘルプデスクへの連絡先等については、ポータルサイトへ掲載し周知するものとする。

2 ヘルプデスクの対応範囲は、共同利用システムの操作方法やシステム障害等への対処法に関することに限る。

3 ヘルプデスクの運用時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

(電子証明書)

第6条 電子入札システムで使用できる電子証明書（ICカード）は、次の各号を満たすものとする。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第3項の特定認証業務を行う者（同法第4条の主務大臣の認定を受けた者に限る。）が発行したものであること。

(2) コアシステムで使用できるものであること。

(禁止事項)

第7条 共同利用システムの利用に当たっては、法令等に違反する行為及び次の各号に掲げる行為を禁止する。

(1) 共同利用システムを本来の目的以外の用途に利用すること。

(2) 共同利用システムに不正なアクセスをし、又はウイルスを送信すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、共同利用システムの管理若しくは運営を故意に妨害し、又は共同利用システムを破壊すること。

(障害時等の対応)

第8条 共同利用システムが障害等によって利用できなくなった場合、利用者は、関係する自治体又はヘルプデスクに連絡して、その指示に従うものとする。

(共同利用システムに登録された情報の取扱い)

第9条 利用者が共同利用システムを介して自治体へ登録した情報に関する権利は、登録を受けた自治体に帰属するものとする。

(共同利用システムの仕様等)

第10条 共同利用システムの仕様は、管理上の必要から変更する場合がある。

なお、仕様の変更を行った場合は、ポータルサイト、電子入札システムの起動画面及び操作マニュアルの改訂等により利用者への周知等を行う。

(外字等の置き換えについて)

第11条 共同利用システムで表記される文字が、JIS第一及び第二水準の範囲外である場合は、JIS第一及び第二水準の範囲内の文字であって「誤字俗字・正字一覧表（平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達）」等に従い置き換えられた文字、これに該当する文字が無い場合はひらがな又はカタカナで表記するものとする。

(ウイルス対策について)

第12条 共同利用システムの利用者は、自己の利用に係る電子計算機にウイルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを最新の状態に保ち、当該電子計算機がウイルスに感染していない状態としなければならない。

(著作権)

第13条 共同利用システムの提供するプログラム及びその他著作物の権利は、運営部会の代表団体である鹿児島県が所有・管理し、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されるものとする。

(損害賠償請求)

第14条 利用者が本規約に違反する行為に起因して、自治体に損害を与えた場合、被害を受けた自治体はその利用者に対して、損害の賠償を請求することができるものとする。

(自治体の免責等)

第15条 共同利用システムの利用者は、自己の利用に係る電子計算機及びその利用環境の整備その他の必要な行為を自己の判断と責任において行い、共同利用システムを適正に利用するものとする。自治体は、利用者が共同利用システムを利用したことによって発生した利用者及び第三者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(規約の適用)

第16条 共同利用システムの利用を開始した者は、本規約に同意したものとみなす。

2 運営部会は、共同利用システムの運用上必要がある場合、本規約を予告なく改正することができるものとする。

3 本規約の改正後に共同利用システムを利用した者は、改正後の規約の内容に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、平成19年 7月20日から施行する。

この規約は、平成20年 4月1日から施行する。